

## 横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める

### 協議会の設立総会について

横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判実施を求める協議会について、次のとおり設立総会を実施しますので、お知らせします。

1 日 時

令和5年7月4日（火） 午前10時30分から

2 場 所

相模原教育会館 3階 大会議室（1）（相模原市中央区富士見6-6-13）

3 参加者

本村 賢太郎 相模原市長

佐藤 弥斗 座間市長

神奈川県弁護士会ほか 合計47団体を予定（参加予定団体名簿のとおり）

4 協議会の概要

別紙のとおり

5 報道取材について

取材については、腕章着用の上、直接会場へお越しくください。

設立総会終了後、同場所にて午前11時30分から、相模原市長、座間市長及び神奈川県弁護士会副会長ほか数名の弁護士が、取材対応を予定しております。

なお、駐車場が少ないためご注意ください。

問合せ先  
担当 区政推進課  
電話 042-704-8911

## <参考>

### 【合議制裁判とは】

3名の裁判官の協議によって事件を審理する体制のことをいい、1名の裁判官しか関与しない単独制の裁判と比べ、より慎重かつ迅速に裁判官の判断を受けることが期待できるとされています。

具体的には、刑事事件においては、殺人や放火などのように重い刑罰を判断するためには、必ず合議制で審理しなければなりません。また、被疑者の身体を拘束する決定(勾留決定)に対する異議申し立て手続(準抗告)も合議で行われなければなりません。民事事件においては、医療過誤や労災、建築瑕疵などの事件や争点が複雑な一般事件などは合議制で審理する場合があります。

### 【労働審判とは】

個々の労働者と事業主との間の労働関係のトラブル(個別労働関係民事紛争)を対象として、裁判官1人に、労使専門家2人の計3人で構成される労働審判委員会が、手続きの中に調停を組み込み、3回以内の期日での迅速、適正、かつ実効的な解決を実現しようとする紛争解決制度のことです。2006年(平成18年)から開始されました。

例としては、解雇、給料の不払いなどの労働条件に関する紛争や、労災事故による労働者の使用者に対する安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求などが挙げられます。

## 横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と

### 労働審判実施を求める協議会

#### 設立趣意書（案）

横浜地方裁判所相模原支部（以下、「横浜地裁相模原支部」という。）は、平成6年4月に相模原市、座間市を管轄地域として、当該地域の司法アクセス・司法サービスの充実を図るために設立された裁判所支部である。令和6年4月には、設置30周年を迎える。

横浜地裁相模原支部の管内人口は相模原市と座間市を合わせて85万人を超え、令和2年に受け付けた民事第1審通常訴訟は589件もある。これは、全国253箇所の地方裁判所本庁・支部の中でも37番目の件数であり、前橋・水戸などの地方裁判所本庁と同じぐらいの件数である。また、全国に203箇所ある裁判所支部のうち、横浜地裁相模原支部より年間受付件数が多い支部は13しかなく、そのうち11の支部では合議制裁判が実施されている。

しかし、横浜地裁相模原支部では開庁以来合議制裁判が行われておらず、平成18年4月から開始された労働審判も実施されていない。横浜地裁相模原支部管内の市民のこれらの裁判の審理は、横浜市中区の横浜地方裁判所で行われている。このため、出廷を希望する当事者が出廷できず、移動に伴う時間的、金銭的な制約から司法の救済自体を断念する者がいたり、合議体による慎重かつ丁寧な審理を受けられない不利益、準抗告の処理に伴う遅れによる不当な身体拘束の長期化、労働相談が増えているにも関わらず労働事件の早期解決が出来ないなど、地域住民にとって決して看過することが出来ない実害が発生している。

そこで、横浜地裁相模原支部の管轄自治体である相模原市と座間市は、平成14年以降、合議制裁判の実施を求めるべく、市長声明の発出、同市議会による最高裁判所や政府に宛てた決議を繰り返し行ってきた。日本弁護士連合会や、関東弁護士会連合会、神奈川県弁護士会も、合議制裁判の実施を求める声明の発出や裁判所との協議に努めてきた。

政府は、平成14年3月19日に「司法制度改革推進計画」を閣議決定し、裁判所運営について、国民の意見を反映することが可能となるような仕組みを整備し、最高

裁判所と共に国民に身近で信頼される司法の構築の実現を目指すことを約束した。それにも関わらず、裁判所はこれらの声を無視し続けている。

相模原・座間地域の司法問題を話し合い、市民の声を集約して裁判所に届けることで、確実かつ早期に、合議制裁判、労働審判の導入を実現し、看過できない司法に関する不利益から地域住民を守るための母体の一つとして、ここに「横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会」を設立する。

司法サービスの充実を通じた、よりよい社会の実現のため、地域住民各位のご理解、ご協力を切にお願いする次第である。

2023年7月4日

横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と

労働審判実施を求める協議会

## 参加予定団体名簿

番号	区分	参加予定団体名
1	自治体首長	相模原市長 本村 賢太郎
2		座間市長 佐藤 弥斗
3	士業団体	神奈川県弁護士会
4		東京地方税理士会相模原支部
5		神奈川県司法書士会相模原支部
6		神奈川県社会保険労務士会相模原支部
7		神奈川県行政書士会相模原支部
8		神奈川県土地家屋調査士会相模原支部
9		東京地方税理士会大和支部
10		神奈川県司法書士会厚木支部
11		神奈川県社会保険労務士会厚木支部
12		神奈川県行政書士会海老名座間支部
13		神奈川県土地家屋調査士会大和支部
14	経済団体	相模原商工会議所
15		相模原青年会議所
16		津久井青年会議所
17		津久井商工会
18		城山商工会
19		相模湖商工会
20		藤野商工会
21		座間青年会議所
22		座間市商工会
23		公益社団法人相模原法人会
24	労働者団体	相模原地域連合
25		県中央地域連合
26	住民団体	相模原市自治会連合会
27		座間市自治会総連合会
28	奉仕団体	相模原ロータリークラブ
29		相模原南ロータリークラブ
30		相模原中ロータリークラブ
31		相模原西ロータリークラブ

番号	区分	参加会員名
32		相模原東ロータリークラブ
33		相模原グリーンロータリークラブ
34		津久井中央ロータリークラブ
35		相模原柴胡ロータリークラブ
36		相模原橋本ロータリークラブ
37		相模原ニューシティロータリークラブ
38		相模原かめりあロータリークラブ
39		相模原西令和大野ロータリー衛星クラブ
40		相模原おださがロータリークラブ
41		相模原ライオンズクラブ
42		相模原シティライオンズクラブ
43		相模原中央ライオンズクラブ
44		相模原グリーンライオンズクラブ
45		相模原けやきライオンズクラブ
46		相模原アーチライオンズクラブ
47		座間ロータリークラブ